

65歳以上
の方などが
対象

インフルエンザ予防接種を実施します

町では、次の方を対象としたインフルエンザの予防接種を実施します。

インフルエンザは初冬から春先にかけて毎年流行します。インフルエンザにかかると、突然の発熱、のどの痛み、咳にはじまり、他のかぜに比べて、全身症状が強いのが特徴です。重症になると、合併症を起こすこともあります。

インフルエンザが流行する前にワクチン接種をすることで、かかりにくくなり、たとえかかっても重症化をおさえることができます。接種を希望される方は、次のとおり受けてください。

対象者

- ①日野町に住所のある満65歳以上の方
※ただし、本人が接種を希望される場合に限り
ます。本人の意思確認ができない場合は受け
られません。
- ②日野町に住所のある満60歳以上65歳未満の人
で、心臓やじん臓、呼吸器等に重い病気のある方
※対象であるかどうか分からない場合は直接医
師にお尋ねください。

接種期間

10月1日(日)～12月31日(日)

* 接種期間以外に受けられると、全額自己負担になりますのでご注意ください。

費用

自己負担金 1,500円

* 生活保護受給中の方は事前に申請いただくと免除になります。

接種回数

年1回

受け方

直接、下記の医療機関で受けてください。

持ち物

- ①健康保険証または住所・生年月日を確認できるもの。
- ②自己負担金 1,500円
- ③予診票
各医療機関にあります。予防接種を受ける前に説
明文をよくお読みになった上で、各医
療機関でご記入ください。



町内医療機関…事前に休診日がないか等、直接各医療機関へお問い合わせください。

医療機関	住 所	電 話	接種日	接種時間	予約の有無
あいさか小児科	松尾二丁目88-7	☎0748-53-8241	月～土	日によって異なります	要
朝 日 医 院	大窪1010-1	☎0748-52-0057	月～土	午前8:30～11:50	不要
			月・火・水・金	午後6:00～7:30	
岡 診 療 所	河原一丁目10	☎0748-53-1155	月・火・水・金・土	午前9:00～正午	不要(予診票を 記載のうえ、ご 来院ください)
			月～金	午後4:30～6:30	
鎌 掛 診 療 所	鎌掛2292	☎0748-52-0615	月・水・木	午後2:00～4:00	不要
河 村 医 院	内池372	☎0748-52-0072	月～土	午前8:30～11:30	不要
しもいけメディカルクリニック	松尾五丁目59-3	☎0748-53-2324	月・火・木	午前9:00～午後4:00	不要
			金	午前9:00～午後3:00	
			土	午前9:00～午後1:00	
どひ整形外科クリニック	松尾三丁目1-1	☎0748-52-8880	月・火・水・金・土	午前9:00～正午	不要
			月・火・水・金	午後4:00～7:00	
日 野 記 念 病 院	上野田200-1	☎0748-53-1201	予約時に調整	予約時に調整	要 平日午後2:00 ～4:00の間に予約 (接種予定日の1 週間前までに)
よこた眼科クリニック	松尾1189	☎0748-52-1341	月・火・木・金・土	午前8:00～11:30	不要
			月・火・木・金	午後3:00～6:00	

町外の医療機関で受けたい方

町外の医療機関へ定期通院している場合、または入院中の場合も受けていただけます。

事前に手続きが必要になる場合がありますので、接種に行かれる前に保健センターへご相談ください。

問い合わせ先 ◆ 保健センター ☎0748-52-6574

狩猟解禁のお知らせと狩猟期間の延長について

期間 平成29年**11月1日(水)**から平成30年**3月15日(木)**まで

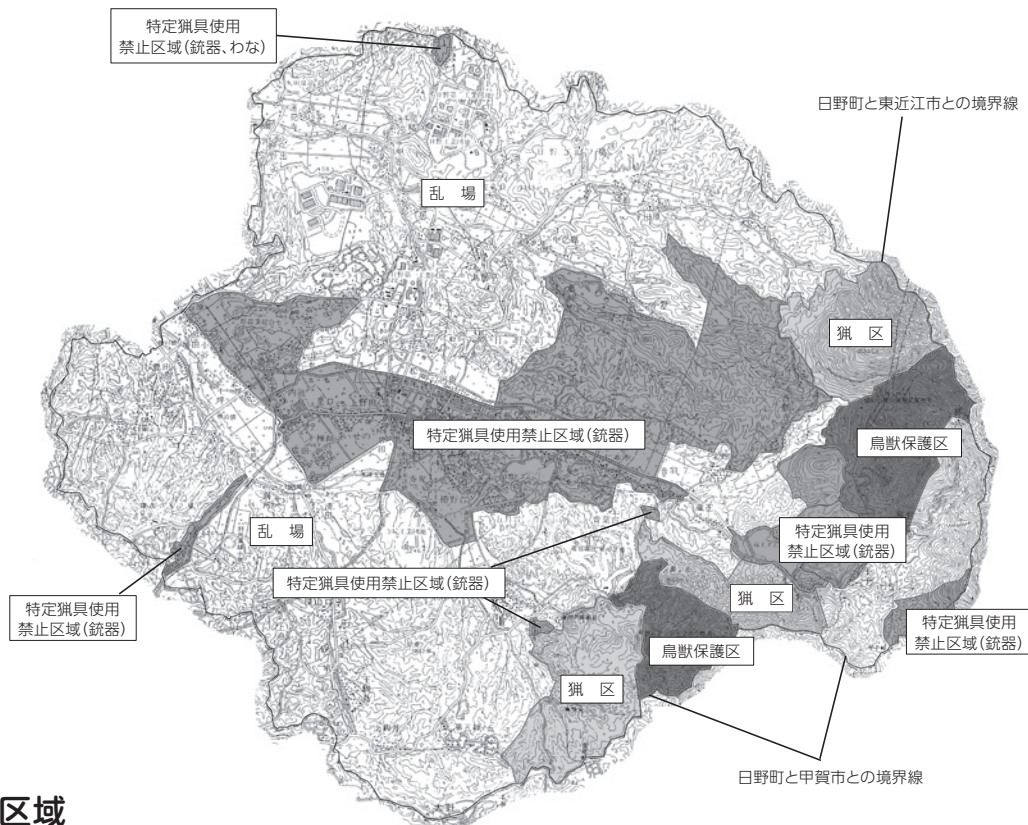
※シカ・イノシシ以外の狩猟鳥獣は、平成29年11月15日(水)から平成30年2月15日(木)まで

《シカ・イノシシの狩猟期間の延長》

滋賀県では、増えすぎたニホンジカ・イノシシを減らし農林業および森林被害を無くするため、ニホンジカ・イノシシの狩猟に限り、狩猟期間が下記のとおり変更されています。

平成28年度まで **11月15日～3月15日** ⇒ 平成29年度から **11月1日～3月15日**

※銃器による狩猟時間は暦による「日の出」から「日の入り」までです。



猟区等の区域

猟 区	この区域内は、狩猟期間中(12月29日から翌年1月3日までを除く)の土曜日、日曜日、祝日のみ狩猟ができます。 猟区入猟希望の方へ - 入猟希望者は、入猟予定日の直近の役場執務時間中に狩猟者登録証の写しを添えて、猟区事務所(役場農林課)まで申し込んでください。 - 入猟できる狩猟者は、1日につき40人以内です。 - 入猟される場合は、必ず猟区管理者が承認した案内人を付けてください。
特定猟具使用禁止区域(銃器)	この区域内は、狩猟期間中でも銃器による狩猟が禁止されています。
特定猟具使用禁止区域(わな)	この区域内は、狩猟期間中でもわなによる狩猟が禁止されています。
鳥獣保護区	この区域内は、狩猟が禁止されています。
乱場	この区域内は、狩猟期間中であれば自由に狩猟ができます。

住民の皆さんへ

○山林作業や登山などで入山される時は、事故防止のため、オレンジ色や黄色などできるだけ目立つ服装を心がけてください。

○危険なハンターや違反者を見たときは、役場農林課(猟区事務所)(☎0748-52-6563)または東近江警察署生活安全課(☎0748-24-0110)へ通報してください。

問い合わせ先 ◆ 〒529-1698 日野町河原一丁目1番地 日野町役場農林課(猟区事務所) ☎0748-52-6563

①お知らせ

犯罪被害パネル展および 無料法律・心理相談開催

○パネル展 ●とき / 10月10日
(火)から10月12日(木) 午前
10:00～午後4:00 ●ところ / 東
近江市役所

○無料法律・心理相談 ●とき /
10月12日(木) 午前10:00～午
後4:00 ●ところ / 東近江市役所
閤 滋賀県 県民生活部 県民活動
生活課 安全なまちづくり係
☎077-528-3414

市民公開健康講座 「健口いきいきフォーラム 2017」

●とき / 10月29日(日) 午後
1:00～ ●ところ / 東近江市 五
個荘「てんびんの里文化学習セ
ンター」 ●テーマ / 「～長寿はお
口の健康から～」 ●特別講演 / 柴
田真佑先生「食と笑いですこや
かに～口は、命の入り口、心の出
口～」 ●その他 / 入場無料
閤 (一社)湖東歯科医師会事務局
☎0748-20-2801

薬用作物の 産地化に向けた 地域説明会および相談会

薬用作物産地支援協議会では、
薬用作物の産地化を推進するた
めに「薬用作物の産地化に向けた
地域説明会および相談会」が全国
8箇所で開催され、うち滋賀県が
対象となる近畿地域の説明会が
開催されます。

●とき / 11月9日(木) 午後1:00
～5:00 ●ところ / メルパルク京
都 ●内容 / 薬用作物についての
説明、希望者対象の個別相談 ●
申し込み方法 / 薬用作物産地支援
協議会ホームページから申し込
んでください(10月26日締め
切り)。

閤 薬用作物産地支援協議会
☎03-6264-8087

滋賀県立盲学校「専攻科 オープンスクール」開催

視覚に障害があることで、進路
や職業選択に悩んでいる方やそ
の家族、また相談業務に携わる方
を対象に、職業課程である盲学校
専攻科について、学校の概要説
明や授業見学の機会を設けまし
た。ぜひご参加ください。

●とき / 11月14日(火) 午前9:35
～午後0:35 ●ところ / 県立盲学校
(彦根市西今町800) ●その他 /
参加希望の方は11月7日(火)ま
でに電話でお申し込みください
閤 県立盲学校専攻科支援部
口イ宛 ☎0749-22-2321

町長懇談室

事前に①希望日、②懇談内容、
③連絡先を担当までお知らせください。
ご連絡いただいたときに
日程調整いたします。

企画振興課 秘書広報担当
☎ 0748-52-6550

相 談 室

よろず相談

とき…毎週木曜日
午前9時から正午
(受付は午前11時30分まで)
ところ…勤労福祉会館1階相談室

行政相談

とき…毎月第3木曜日
午前9時から正午
(受付は午前11時30分まで)
ところ…勤労福祉会館1階相談室

布引斎苑休苑日 11月1日(水)

2017年11月し尿収集カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

…し尿収集はお休みです

し尿収集の予約は5日前までにクリーンぬのび
き広域事業協同組合(☎0748-23-0107)へ
申し込んでください。

10月11月 休日診療の歯医者さん

10月9日(祝)	おおまえ矯正歯科	近江八幡市出町917-2	☎0748-32-0233
11月3日(祝)	木村歯科医院	東近江市八日市東浜町2-28	☎0748-22-0234
11月23日(祝)	鎌田歯科医院	近江八幡市中小森町303-5	☎0748-34-8063

問い合わせ先 ◆ 一般社団法人湖東歯科医師会 ☎0748-20-2801

日野町で独立開業・創業を目指す方へ

日野町特定創業支援事業 わかりやすい 創業塾開講のお知らせ

特定創業支援事業者である日野町商工会では、町内で独立開業・創業を目指
す方を対象に、近隣2市2町合同で創業塾を開講します。財務、経営、人材育成、
販路開拓等に関する全ての知識を習得できる内容となっています。

開講日程(全日程とも午後7:00～9:30、会場は甲賀市商工会館)		
1日目	10月18日(水)	経営者にとって必要なものってなんだろう?
2日目	10月23日(月)	ビジョン・コンセプト・価値提案を考える
3日目	10月25日(水)	創業に必要なマーケティングを学ぼう
4日目	10月30日(月)	人を雇うときのルールについて学ぼう
5日目	11月1日(水)	収支計画をたてよう
6日目	11月6日(月)	すぐに使える!写真を活かしたSNS活用方法
7日目	11月8日(水)	創業計画を作ろう
8日目	11月13日(月)	創業計画の見直し

●参加対象 / 創業希望の方、創業まもない方、その他どなたでもご参加いただけます。

●参加費 / 5,000円(商工会会員は2,000円)塾初日にご持参ください。

●申し込み締め切り / 10月11日(水) ●申し込み先 / 日野町商工会

※本塾は当町の特定創業支援事業となり、一定以上受講され証明書が交付されますと、創業するにあたり補助金や特例措置を受けることが出来ます。

問い合わせ先 ◆ 日野町商工観光課 ☎0748-52-6562 日野町商工会 ☎0748-52-0515